

- 通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和3年3月16日老認発0316第4号、老老発0316第3号）（抄）

新	旧
<p>本文（略）</p> <p>別紙 所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の加算や事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例による評価</p> <p>I 適用できる加算や特例の概要</p> <p>○ 通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合における、提供するサービス別（通所介護・通所リハビリテーションの場合は、事業所規模別の報酬区分別）の評価方法は以下のとおりである。なお、以下(1)(2)における事業所規模別の報酬区分は、利用延人員数の減が生じた月（以下「減少月」という。）の区分によるものとする。</p> <p>○ 基本報酬への3%加算（以下「3%加算」という。）や事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例（以下「規模区分の特例」という。）の対象となる感染症又は災害については、これが発生した場合、対象となる旨を厚生労働省から事務連絡によりお知らせする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通所介護（大規模型Ⅰ、大規模型Ⅱ）、通所リハビリテーション（大規模型Ⅰ、大規模型Ⅱ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3%加算の算定又は規模区分の特例の適用いづれかを行う。 ・ 当該加算の算定要件及び当該特例の適用要件のいづれにも該当する事業所においては、規模区分の特例を適用することとする。 <p>※ただし、通所リハビリテーションに係る取扱いについては、令和6年5月31日までは「通所リハビリテーション（大規模型）」を「通所リハビリテーション（大規模型Ⅰ、大規模型Ⅱ）」と読替え、通所介護（大規模型Ⅰ、大規模型Ⅱ）と同様の取扱いとする。</p> <p>II 3%加算の算定要件・規模区分の特例の適用要件及び当該加算・特例の詳細</p> <p>(1) 3%加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 減少月の利用延人員数が、当該減少月の前年度の1月当たりの平均利用延人員数（以下「算定基礎」という。）から100分の5（以下「5%」）と表記する。）以上減少している場合に、当該減少月の翌々月から3月以内に限り、基本報酬(※)の100分の3（以下「3%」）と表記する。）に相当 	<p>本文（略）</p> <p>別紙 所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の加算や事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例による評価</p> <p>I 適用できる加算や特例の概要</p> <p>○ 通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合における、提供するサービス別（通所介護・通所リハビリテーションの場合は、事業所規模別の報酬区分別）の評価方法は以下のとおりである。なお、以下(1)(2)における事業所規模別の報酬区分は、利用延人員数の減が生じた月（以下「減少月」という。）の区分によるものとする。</p> <p>○ 基本報酬への3%加算（以下「3%加算」という。）や事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例（以下「規模区分の特例」という。）の対象となる感染症又は災害については、これが発生した場合、対象となる旨を厚生労働省から事務連絡によりお知らせする。なお、今般の新型コロナウイルス感染症は、3%加算や規模区分の特例の対象となる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通所介護（大規模型Ⅰ、大規模型Ⅱ）、通所リハビリテーション（大規模型Ⅰ、大規模型Ⅱ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3%加算の算定又は規模区分の特例の適用いづれかを行う。 ・ 当該加算の算定要件及び当該特例の適用要件のいづれにも該当する事業所においては、規模区分の特例を適用することとする。 <p>II 3%加算の算定要件・規模区分の特例の適用要件及び当該加算・特例の詳細</p> <p>(1) 3%加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 減少月の利用延人員数が、当該減少月の前年度の1月当たりの平均利用延人員数（以下「算定基礎」という。）から100分の5（以下「5%」）と表記する。）以上減少している場合に、当該減少月の翌々月から3月以内に限り、基本報酬(※)の100分の3（以下「3%」）と表記する。）に相当す

<p>する単位数を加算する。</p> <p>(※) 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)の別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の6のイ通常規模型通所介護費・ロ大規模型通所介護費Ⅰ・ハ大規模型通所介護費Ⅱ、7のイ通常規模型リハビリテーション・ロ大規模型通所リハビリテーション費、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省告示第126号)の別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の2のイ地域密着型通所介護費、3のイ認知症対応型通所介護費Ⅰ・ロ認知症対応型通所サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省告示第128号)の別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の1のイ介護予防認知症対応型通所介護費Ⅱのいずれかによる単位数をいう。</p> <p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 3%加算の延長を申請する場合でも、加算適用の申請を行った際の算定基礎により判定を行うこととする。 ・ (略) ・ (略) <p>(2) 規模区分の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 具体的には、通所介護(大規模型Ⅱ)については、減少月の利用延べ人数が750人超900人以下となった場合は、通所介護(大規模型Ⅰ)を、750人以下となった場合は通所介護(通常規模型)を算定することとする。また、通所介護(大規模型Ⅰ)及び通所リハビリテーション(大規模型)については、減少月の利用延べ人数が750人以下となった場合は、それぞれ通所介護(通常規模型)及び通所リハビリテーション(通常規模型)を算定することとする。 	<p>る単位数を加算する。</p> <p>(※) 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)の別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の6のイ通常規模型通所介護費・ロ大規模型通所介護費Ⅰ・ハ大規模型通所介護費Ⅱ、7のイ通常規模型リハビリテーション・ロ大規模型通所リハビリテーション費、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省告示第126号)の別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の2のイ地域密着型通所介護費、3のイ認知症対応型通所介護費Ⅰ・ロ認知症対応型通所サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省告示第128号)の別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の1のイ介護予防認知症対応型通所介護費Ⅰ・ロ介護予防認知症対応型通所介護費Ⅱのいずれかによる単位数をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ただし、令和3年2月又は3月に利用延べ人数の減が生じた場合、前年度(令和元年度)の1月当たりの平均利用延べ人数又は前年同月(令和2年2月又は3月)の利用延べ人数のいずれか(以下「減少月が令和3年2月又は3月の場合の算定基礎」という。)と比較することにより、算定の判定を行うことができる。 ・ (略) ・ 3%加算の延長を申請する場合でも、加算適用の申請を行った際の算定基礎(減少月が令和3年2月又は3月の場合の算定基礎を含む。以下同じ。)により判定を行うこととする。 ・ (略) ・ (略) <p>(2) 規模区分の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 具体的には、通所介護(大規模型Ⅱ)及び通所リハビリテーション(大規模型Ⅱ)については、減少月の利用延べ人数が750人超900人以下となった場合は、それぞれ通所介護(大規模型Ⅰ)及び通所リハビリテーション(大規模型Ⅰ)を、750人以下となった場合はそれぞれ通所介護(通常規模型)及び通所リハビリテーション(通常規模型)を算定することとする。また、通所介護(大規模型Ⅰ)及び通所リハビリテーション(大規模型Ⅰ)及び通所リハビリテーション(大規模型Ⅱ)を算定することとする。
---	---

<p>定することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) <p>(3) 各月の利用延人員数及び前年度の1月当たりの平均利用延人員数の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各月の利用延人員数及び前年度の1月当たりの平均利用延人員数は、通所介護、地域密着型通所介護及び(介護予防)認知症対応型通所介護については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日老企第36号)(以下「留意事項通知」という。)第2の7(6)及び(7)を、通所リハビリテーションについては留意事項通知第2の8(2)及び(10)を準用し算定する。なお、前年度の実績が6月に満たない事業者(新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む。)の取扱いは留意事項通知によるものとする。 <p>(4) (略)</p> 	<p>型I)については、減少月の利用延人員数が750人以下となった場合は、それぞれ通所介護(通常規模型)及び通所リハビリテーション(通常規模型)を算定することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) <p>(3) 各月の利用延人員数及び前年度の1月当たりの平均利用延人員数の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各月の利用延人員数及び前年度の1月当たりの平均利用延人員数は、通所介護、地域密着型通所介護及び(介護予防)認知症対応型通所介護については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日老企第36号)(以下「留意事項通知」という。)第2の7(4)及び(5)を、通所リハビリテーションについては留意事項通知第2の8(2)及び(8)を準用し算定する。なお、前年度の実績が6月に満たない事業者(新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む。)の取扱いは留意事項通知によるものとする。 <p>(4) (略)</p>
<p>III 加算の算定及び特例の適用にあたっての届出</p> <p>(1) 3%加算</p> <p>① 通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所及び地域密着型通所介護事業所、(介護予防)認知症対応型通所介護事業所において、II(1)に基づき、月の利用延人員数が減少しているか判定する。(なお、通所介護(大規模型I、大規模型II)、通所リハビリテーション(大規模型)について、II(1)及び(2)に基づいて判定した結果、3%加算及び規模区分の特例のいずれにも該当する場合は、I(2)に基づき、規模区分の特例の適用を申請する。)</p> <p>② ①の結果、当該月の利用延人員数が5%以上減少している場合(通所介護(大規模型I、大規模型II)、通所リハビリテーション(大規模型)の場合)は、当該月の利用延人員数が5%以上減少している場合であって、規模区分の特例の適用要件に該当しない場合は、当該減少月の翌月15日までに、都道府県等に加算算定の届出を行い、届出の翌月(加算適用開始月)から3月間加算を算定することが可能である。(ただし③により、月の利用延人員数が算定基礎から5%以上減少している場合は、当該</p>	<p>III 加算の算定及び特例の適用にあたっての届出</p> <p>(1) 3%加算</p> <p>① 通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所及び地域密着型通所介護事業所、(介護予防)認知症対応型通所介護事業所において、II(1)に基づき、月の利用延人員数が減少しているか判定する。(なお、通所介護(大規模型I、大規模型II)、通所リハビリテーション(大規模型I、大規模型II)について、II(1)及び(2)に基づいて判定した結果、3%加算及び規模区分の特例のいずれにも該当する場合は、I(2)に基づき、規模区分の特例の適用を申請する。)</p> <p>② ①の結果、当該月の利用延人員数が5%以上減少している場合(通所介護(大規模型I、大規模型II)、通所リハビリテーション(大規模型I、大規模型II)の場合)は、当該月の利用延人員数が5%以上減少している場合であって、規模区分の特例の適用要件に該当しない場合は、当該減少月の翌月15日までに、都道府県等に加算算定の届出を行い、届出の翌月(加算適用開始月)から3月間加算を算定することが可能である。(ただし③により、月の利用延人員数が算定基礎から5%以上減少している場合は、当該</p>

<p>月の翌月をもって算定終了とする。)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(2)規模区分の特例</p> <p>① 通所介護 (大規模型Ⅰ、大規模型Ⅱ)、通所リハビリテーション (大規模型Ⅰ、大規模型Ⅱ) において、Ⅱ(2)に基づき、月の利用延べ人員数が減少し、より小さい事業所規模別の報酬区分の利用延べ人員数と同等となっているか判定する。</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>IV (削除)</p>	<p>った場合は、当該月の翌月をもって算定終了とする。)</p> <p>(※) 例外として、減少月が令和3年2月である場合には、同年4月1日までに届出を行えば、同年4月サービス提供分より算定可能とする。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(2)規模区分の特例</p> <p>① 通所介護 (大規模型Ⅰ、大規模型Ⅱ)、通所リハビリテーション (大規模型Ⅰ、大規模型Ⅱ) において、Ⅱ(2)に基づき、月の利用延べ人員数が減少し、より小さい事業所規模別の報酬区分の利用延べ人員数と同等となっているか判定する。</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>IV 大規模型事業所における令和3年2月又は3月の利用延べ人員数の減少に係る取扱い</p> <p>○ 現下の新型コロナウイルス感染症の影響への即時的な対応として、令和3年2月又は3月の利用延べ人員数の減少については、3%加算の算定のみを行うものとする。(通所介護及び通所リハビリテーションについて、令和3年4月からの事業所規模による区分については、留意事項通知により決定され、規模区分の特例の適用は行わない。)</p> <p>○ 従って、通所介護 (大規模型Ⅰ、大規模型Ⅱ)、通所リハビリテーション (大規模型Ⅰ、大規模型Ⅱ) については、令和3年2月又は3月は、当該月の利用延べ人員数が、減少月が令和3年2月又は3月の場合の算定基礎から5%以上減少しているかのみを判定する。なお、令和3年2月又は3月の利用延べ人員数の減少に基づき、令和3年4月1日又は4月15日までに3%加算の届出を行い、令和3年4月又は5月より加算の算定を開始した場合、加算期間中の利用延べ人員数がより小さい事業所規模別の報酬区分の利用延べ人員数と同等となった場合は、加算期間中でも規模区分の特例適用の届出を行うことができる。</p> <p>(例) 令和3年2月の利用延べ人員数の減少に基づき、同年4月1日までに3%加算の届出を行い、令和3年4月より3%加算の算定を開始し、同月の利用延べ人員数がより小さい事業所規模別の報酬区分の利用延べ人員数と同等となった場合、令和3年5月に規模区分の特例適用の届出を行えば、令和3年5月をもって加算算定を終了し、令和3年6月からより小さい事業所規模別の報酬区分で基本報酬を算定することが可能となる。(特</p>
--	--

	<p><u>例適用の届出を行った月から適用終了月まで、毎月利用延人員数を算出し、各月の利用延人員数がより小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数を超えた場合は、その翌月をもって適用終了とする。</u></p> <p>○ <u>なお、前記に係る加算の算定要件・規模区分の特例の適用要件及び加算や特例の詳細はⅡ、加算の算定及び特例の適用にあつての届出の詳細はⅢによるものとする。</u></p>
--	--